


# 新居浜市の皆様へ

今回のワクチンは 殆どの方にとり 感染予防の効能の方が、まれに  
 重い副反応のリスクを上まわると、治験と他国の経験から言えるとして  
 います。市役所から送られてきた 接種券の説明書をよく読んで  
ご自身の判断で接種して下さい。2回接種(3週間あける)で無料です。

## 新居浜市のワクチン接種の流れ

2021/5/26 時点

問合せ:089-909-4860	接種券 → 市役所から発送	予約(含む2回目接種) →	接種
あなたの年齢		・コールセンター(089-909-4860)に電話、またはウェブ(新居浜市HPから) ・公民館で予約のお手伝い中	・医療機関での個別接種を軸に、施設接種、集団接種を併用 ・集団接種はリーガロイヤルで <b>5月29日から土日実施</b>
高齢者(65才以上) (昭和32年4月1日以前生まれ)	<b>75才以上は4月23日から郵送</b>	<b>受付中 10ケタの券番号が必要</b>	高齢者施設入所者・職員優先 <b>75才以上は5月10日以降</b>
16才~64才	未定	未定	高齢者施設職員、基礎疾患がある人等優先 時期は未定

最優先である医療従事者・救急隊員等は県等から連絡がありますので、そちらに従ってください。

予約 新居浜コールセンター: 089-909-4860 :受付時間 8:30~19時 (土・日・祝日含む)

ウェブ予約 <https://vaccines.sciseed.jp/niihama-wakuchin> (新居浜市HPからでもアクセス可)



ご意見やご相談ごとはお気軽にお伝え下さい!  
 一生懸命取り組みます!

〒793-0028 西条市新田 197-4  
 TEL 0897-47-1000 FAX 0897-47-1001

ご意見・ご相談はQRコードからWebで送信できます



衆議院議員 白石洋一 (新居浜市 四国中央市 西条市) 私の携帯 080-5685-0025  
 \*\*\*\*\* info@shiraishi.cc \*\*\*\*\*

白石洋一(しらいし よういち)のプロフィール  
 愛媛県第3区<新居浜市 西条市 四国中央市>衆議院議員  
 東京大学法学部/カリフォルニア大学バークレー校経営大学院(MBA)  
 日本長期信用銀行・監査法人KPMGニューヨーク事務所に勤務  
 9・11事件に遭遇し、政治家を目指し、帰郷し立候補  
 地方創生委員会筆頭理事/厚生労働委員会 立憲民主党  
 \*\*\*\*\*



白石洋一

新型コロナで このエリアから生活破綻者や、コロナ倒産が出ないようにすることが私の責務です。ここに申請が必要な経済支援策をまとめお届けします。



衆議院議員 白石洋一

# 家計への支援

(申請が必要なもの) 凡例 県:愛媛県 新:新居浜市 西:西条市 四:四国中央市 市:3市全て その他は国

## 給付

<b>生活困窮者自立支援金</b> <b>NEW!</b> 緊急小口資金等をこれ以上利用できない世帯向け	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、 ・月収:①市町村住民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額 ・資産:預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下) ・求職等:ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請 支給額(月額):単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円 ×申請月から3ヵ月	社会福祉協議会 生活相談支援センター 新居浜市生活福祉課 0897-65-1240
<b>低所得子育て世帯生活支援特別給付金:ひとり親世帯分※要申請</b>	令和3年4月分の児童扶養手当受給者(この方は申請不要で受け取れます)ではなく、公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)や、コロナ禍で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方:児童1人当たり一律5万円	コールセンター 0120-400-903 四:こども課 0896-28-6027 新:子育て支援課 0897-65-1242 西:子育て支援係 0897-52-1370
<b>低所得子育て世帯生活支援特別給付金:低所得子育て世帯分</b>	上記以外の低所得子育て世帯向けの制度。現在、厚労省で制度設計中:児童1人当たり一律5万円	
新型コロナ対応 <b>休業支援金・給付金</b> 休業手当相当を自ら申請 ハート・ホワイトのシフト減も適用可 大企業非正規雇用にも適用拡大	休業期間中の休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請で、休業前賃金の80%(日額最大9,900円)を休業実績に応じて給付。事業主の休業証明は必要だが、事業主が記入してくれない場合でも申請可能(後日、労働局が事業主に休業実績を確認します) <b>非正規雇用(パート・アルバイト・日々雇用、登録型派遣等)も半年以上、原則月4回以上勤務の方も対象です</b>	申請用紙はHPよりダウンロードし県労働局に郵送申請。 電子申請も可能。 コールセンター 0120-221-276
<b>住宅確保給付金</b> 支給が終了した方へ3ヵ月間再支給	家賃相当額(3.2万円〜5万円 世帯人数や月収により異なる)を3ヵ月〜9ヵ月、3ヶ月再支給可能。家主に給付。①離職・廃業如同程度まで収入機会減少 ②直近の月の世帯収入合計額が、住民税非課税となる額の1/12+家賃金額以下 ③現在の世帯の預貯金合計額が各市区町村で定める額以下 ④求職活動を行うこと	社会福祉協議会 生活相談支援センター 新居浜市生活福祉課 0897-65-1240
<b>高校生等奨学給付金</b> 家計急変の採用は随時!	高校生等がいる低所得世帯に教育費を給付 例 非課税世帯で公立高校: (第一子)年額8万4,000円 (第二子以降):年額12万9,700円	在籍校 または 県:高校教育課 089-912-2951
<b>高等教育就学支援新制度</b> 大学生等 家計急変の採用は随時!	授業料等減免(年最大70万円)と給付型奨学金(年最大91万円)	まず文部科学省HP「高等教育の修学支援新制度」を確認する。今、高校生(含浪人生(2浪まで))か、大学生かによって、高校、大学、日本学生支援機構(JASSO)に申請
新居浜市 子育て応援券給付事業	国の「特別定額給付金」の対象とならない新生児(4/28〜2021/3/31生)に5万円分の応援券(紙おむつ等購入可能)	新居浜市 子育て支援課 0897-65-1242
新居浜市 市営住宅の無償貸出	対象者:会社を解雇等され、社宅や寮から退去を求められている新居浜市民 対象、旧雇用促進住宅(松原町)・7戸、家賃は無償 6ヵ月間	新:建設部建築住宅課 0897-65-1277

## 融資

<b>緊急小口資金</b> 最大20万円 無利子 保証人不要 返済据置:1年以内、償還期間2年以内	2人以上世帯月最大20万円、単身世帯月最大15万円を3ヵ月まで 無利子 保証人なし可能 返済据置:1年以内、償還期間:10年以内 所得状況に応じて免除可能 9ヵ月迄貸付期間延長可	新居浜市 社会福祉協議会 0897-47-4976 (新居浜総合福祉センター)
<b>総合支援資金</b> 2制度合計で 二人以上世帯最大200万円 単身世帯最大155万円	制度について 県:労政雇用課 089-912-2500 窓口:四国労働金庫 新居浜支店 0897-33-8567	
県:離職者緊急生活資金	離職者1人当たり最大100万円 低利 融資期間:5年以内	

## 減免・猶予等

国民年金保険料 介護保険料、国民健康保険料、市営住宅家賃 電気、ガス料金 NHK受信料 携帯電話料金	所得の急減や失業等 日本年金機構 新居浜事務所 0897-35-1300 新居浜市 市民課 0897-65-1232 市役所代表電話からそれぞれの納付窓口につないでもらう それぞれの納付窓口 NHKナビダイヤル 0570-077-077 各社2020年3月19日にニュースリリースしており、HPをご覧ください	
住宅ローン税額控除:住宅ローンで住宅の取得等をした場合、毎年のローン残高の1%を10年間、所得税等から控除する制度	入居が期限(2020年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日(注文住宅新築:2020年9月末、分譲住宅・既存住宅取得や増改築:2020年11月末)までに契約が行われ、2021年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象とされる	新居浜税務署 0897-33-4145
特定不妊治療費助成事業(21年1月より2回目以降も30万円、子ども1人につき最大6回、事実婚も対象に、所得制限撤廃と拡充)	年齢要件を緩和 ①対象者 治療期間初日の妻の年齢「43歳未満」→「44歳未満」②6回の通算回数:初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が「40歳未満」→「41歳未満」	県:保健福祉部健康増進課 089-912-2400
法テラスの無料法律相談	1つの問題につき3回まで、1回30分間程度、無料での法律相談	0570-078374 平日9-21時、土曜 9-17時

衆議院議員

白石洋一 愛媛3区事務所 0897-47-1000 FAX0897-47-1001 info@shiraishi.cc

# 事業者への支援

書類はそろえたものの、ご自分でネット送信等難しいとおっしゃる方、白石よういち事務所までご連絡ください  
**(0897-47-1000) できる限りのお手伝いを致します!!**



## 給付

<p>酒類提供飲食店への  <b>時短協力金:</b>                  東予地域など(松山市以外)の酒類を提供する飲食店の営業5~21時まで、酒類提供11~20時30分までの時短要請</p>	<p>時短期間は【第1弾】4月26日~5月19日の24日間、【第2弾】5月20日~5月31日の12日間。時短に応じた協力金は【中小企業】は前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円~7万5千円/日。【大企業】等は、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可(上限20万円/日)。</p>	<p>緊急経済対策室                  0897-66-7179</p>											
<p>県・市町連携  <b>えひめ版応援金</b>                  (新居浜市は「飲食店取引事業者支援」と統合)</p>	<p>上の時短協力金の対象にはなっていない事業主向けの支援制度が準備中。対象は1月~5月のうち、任意の月の売り上げが前(または前々)年同月比で<b>30%以上減少</b>した事業者。時短協力金支給店はこちらの制度は対象外。中小企業20万円、個人事業主10万円(※飲食店取引事業者は20万円)給付</p>	<p>事務局HPから申請書類をダウンロードし郵送又は電子申請                  089-945-3280                  (平日11-19時)</p>											
<p>愛顔の  <b>安心飲食店認証制度</b>                  NEW!</p>	<p>飲食店(食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等)で県が定めるチェックリスト54項目を実施し、感染対策マネジメントリーダーを設置した店に5万円給付</p>	<p>電子申請のみ 電話相談                  0120-211-240 申請サポート会場 予約制(ネットか0120-211-240):                  松山市三番町4-9-12 電算ビル</p>											
<p>緊急事態宣言の影響緩和の為の  <b>一時支援金</b>                  給付対象の判定に、中小企業庁資料を参照下さい(V-RESASの利用等)</p>	<p>緊急事態措置地域の営業自粛飲食店と直接・間接取引があるか、措置地域の外出・移動自粛の直接的影響により、本年1~3月のいずれかの月の売上が対前年比(または対前々年比)50%以上減の自営・中小事業者                  法人最大60万円、個人最大30万円給付 申請前に登録確認機関の形式的な確認(電話可)が必要</p>	<p>電子申請のみ 電話相談                  0120-211-240 申請サポート会場 予約制(ネットか0120-211-240):                  松山市三番町4-9-12 電算ビル</p>											
<p>緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和の為の  <b>月次支援金</b>                  NEW!</p>	<p>緊急事態措置や重点措置の営業自粛飲食店と直接・間接取引があるか、措置地域の外出・移動自粛の直接的影響により、本年4月以降のいずれかの月の売上が対前年比(または対前々年比)50%以上減の自営・中小事業者                  法人最大20万円、個人最大10万円給付 申請前に登録確認機関の形式的な確認(電話可)が必要</p>	<p>https://jigyousaikouchiku.jp/                  電子申請のみ                  コールセンター:                  0570-012-088</p>											
<p><b>事業再構築補助金</b>                  ポストコロナ・ウィズコロナ時代に合った事業の仕方に転換を支援</p>	<p>売上(任意の3か月)がコロナ前比で10%以上減少の事業主(含個人) 事業計画を商工会議所等の認定経営革新支援機関や金融機関と策定                  ■通常枠:新分野展開や業態転換等の支出の最大1億円までを中小は2/3、中堅は1/2補助                  ■特別枠:上記に加えて「一時支援金」の条件に合う企業は最大1,500万円上乗せ</p>	<p>https://jigyousaikouchiku.jp/                  電子申請のみ                  コールセンター:                  0570-012-088</p>											
<p><b>生産性革命推進事業</b></p> <table border="1" data-bbox="386 1027 1139 1332"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常枠</th> <th>低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</td> <td>最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3</td> <td>最大1,000万円 補助率2/3</td> </tr> <tr> <td>②持続化補助金 (小規模事業者の販路開拓等の為の取組支援)</td> <td>最大50万円 補助率2/3</td> <td>最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4</td> </tr> <tr> <td>③IT導入補助金 (ITツール導入やテレワーク環境の整備)</td> <td>最大450万円 補助率1/2</td> <td>最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3</td> </tr> </tbody> </table>		通常枠	低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する)	①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等	最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3	最大1,000万円 補助率2/3	②持続化補助金 (小規模事業者の販路開拓等の為の取組支援)	最大50万円 補助率2/3	最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4	③IT導入補助金 (ITツール導入やテレワーク環境の整備)	最大450万円 補助率1/2	最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3	<p>生産性革命推進事業ポータルサイト                  https://seisanseismrj.go.jp                  コールセンター:                  03-6837-5929</p> <p>②持続化補助金については各市の商工会議所または商工会にて対応可</p>
	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する)											
①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等	最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3	最大1,000万円 補助率2/3											
②持続化補助金 (小規模事業者の販路開拓等の為の取組支援)	最大50万円 補助率2/3	最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4											
③IT導入補助金 (ITツール導入やテレワーク環境の整備)	最大450万円 補助率1/2	最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3											
<p><b>雇用調整助成金</b>                  雇用と生活を守る為の主力の制度</p>	<p>従業員を休業させ(休業協定書)、休業手当(直近3カ月賃金の最低6割)を払った場合、1人1日最大15,000円の事業主への原資の給付</p>	<p>新居浜ハローワーク                  0897-34-7100                  または愛媛労働局 助成金センター                  089-987-6370                  電子申請も可能です</p>											
<p><b>産業雇用安定助成金</b>                  在籍出向で雇用維持&amp;人材活用</p>	<p>出向中の費用を出向元・先双方に最大中小9/10、大企業3/4助成(日額最大12,000円(出向元・先の計))                  さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成</p>	<p>各市のハローワーク</p>											
<p><b>トライアル雇用助成金</b>                  コロナで離職を余儀なくされた方を雇うのを支援</p>	<p>ハローワークを通じてコロナ禍で実質失業した人を雇う場合、3か月の試行雇用期間中、一人当たり月額4万円助成(短時間労働は月額2.5万円)</p>	<p>各市のハローワーク</p>											
<p><b>小学校休校等対応助成金/支援金</b>                  子どもの症状がコロナ感染のおそれあるとされ休む場合も対象 保護者申請も可</p>	<p>小学校保育園等の休校や、子どもの症状がコロナ感染のおそれあるとされ休むことが必要で、会社が従業員を有給で休業させた場合、従業員1人1日最大15,000円、フリーランス1人1日定額7,500円給付</p>	<p>学校等休業助成金受付センターに申請                  0120-60-3999</p>											
<p><b>母性健康管理措置による休暇取得支援助成金</b></p>	<p>対コロナの母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者(含 非正規)に5日以上有給(賃金の6割以上)休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に給付 1人:休暇5~20日未滿25万円, 20日毎に15万円加算 最大100万円</p>	<p>愛媛労働局                  089-935-5222</p>											
<p><b>両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)のコロナ対応特例</b></p>	<p>コロナ対応として労働者が有給休暇を取得して家族の介護を行う中小企業事業主を支援。労働者1人当たり 休暇日数が合計5日以上10日未滿 20万円。休暇日数が合計10日以上 35万円。1企業上限5人</p>	<p>愛媛労働局 雇用環境・均等室                  089-935-5222</p>											
<p><b>国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業</b>                  第3次募集!(~6/22)</p>	<p>インターネットやデリバリー、給食や子ども食堂への食材提供の取組を行う場合の経費を最大1億円給付 補助率1/2</p>	<p>https://hanrotayouka.jp/                  電話相談                  0570-030525</p>											

衆議院議員


白石洋一愛媛3区事務所 0897-47-1000 FAX0897-47-1001 info@shiraishi.cc

<p>コロナ対応 新ビジネスモデル補助金</p>	<p>コロナによる社会経済環境の変化に応じた新しいビジネスモデル(キッチンカー、ネット販売、ドライブイン形式でのテイクアウト等)の展開する事業主(含個人)を支援 補助率2/3 最大100万円を補助</p>	<p>新居浜商工会議所 0897-33-5581</p>
<p>新居浜市: 新ビジネスチャレンジ支援 NEW!</p>	<p>商工会議所の指導による経営計画策定し、新たなビジネスやサービス、生産性プロセス導入に取り組む事業経費に対し 最大50万円(補助率2/3) 10件限り</p>	<p>新:産業振興課 0897-65-1260 (経営計画策定関係) 新居浜商工会議所 0897-33-5581</p>
<p>新居浜市: 事業再構築促進支援 NEW!</p>	<p>国の「事業再構築補助金」の申請に必要な事業計画策定の経費に対し 最大10万円 30件限り</p>	<p>新:産業振興課 0897-65-1260</p>
<p>新居浜市: 中小企業振興助成制度 一般の制度だがコロナ対応も対象になりうる</p>	<p>共同施設設置事業(最大9,000万円)、事業所設置事業(最大1,000万円)、空き店舗活用事業(最大100万円)、新製品開発事業(最大200万円)、共同研究事業(最大100万円)、倒産防止対策事業(最大50万円と最大9.6万円)、人材養成事業(最大100万円)、市場開拓及び催物等事業(最大100万円)、インターネットショップ等活用販路拡大事業(最大20万円)、生産性向上機器導入事業(最大200万円)、IT・IoT導入事業(最大200万円)、雇用促進事業(最大100万円)、人材確保事業(最大30万円)、労働環境改善事業(最大30万円)、女性活躍環境整備推進事業(最大500万円)</p>	<p>新:産業振興課 0897-65-1260</p>
<p>新居浜市:市外から新居浜市内へ サテライトオフィス誘致支援</p>	<p>① サテライトオフィスの整備に給付最大1,000万円(補助率3/4) ② サテライトオフィス入居経費に給付最大1,440万円(補助率3/4)</p>	<p>新:産業振興課 0897-65-1260</p>

減免

<p>中小企業経営強化税制</p>	<p>テレワーク用設備投資額の即時償却または7%相当額(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除。経営力向上計画の事前認定が必要</p>	<p>新居浜税務署 0897-33-4145 経営力向上計画の認定は商工会議所 0897-33-5581</p>
<p>所得税上、会社が従業員に支払うテレワーク対応の手当を、一部非課税にする扱い</p>	<p>テレワーク(在宅勤務)に関わる通信費や電気料金対応の会社から従業員に支払われる手当について、「実費相当額を精算する方法」であれば一部、給与としての課税ではなく、非課税扱いとする</p>	<p>国税庁HP「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」</p>

融資

<p>日本政策金融公庫 (日本公庫)</p> <p>3次補正で国民4,000万円→6,000万円、中小・危機2億円→3億円に無利子枠が広がりました(審査はあります)</p>	<p>実質無利子・無担保融資 国民事業(新居浜支店)最大6,000万円、中小事業(松山支店)最大3億円、農林漁業事業(松山支店)最大1,200万円 既借債務の無利子への借り換えも可能 商工中金も、日本公庫中小事業の貸付とほぼ同内容</p>	<p>日本政策金融公庫新居浜支店 (新居浜郵便局奥隣り)0897-33-9101  中小事業松山支店 089-943-1231 農林水産事業松山支店 089-933-3371 商工中金 松山支店 089-921-9151</p>
<p>民間金融機関が融資し、県信用保証協会が保証をし、それに国や自治体が利子等補給する仕組み</p> <p>2次補正でセーフティネット保証は3,000万円→4,000万円に無利子枠が広がりました(審査はあります)</p> 	<p>実質無利子・無担保融資 セーフティネット保証4号(売上20%以上減)・5号(売上5%以上減)、危機関連保証(売上15%以上減)と、民間融資に、利子・保証料補給をして最大6,000万円無利子にする。 既往債務の無利子への借り換えも可能</p> <p>県: 感染症対策資金 無利子額を上記に追加。合計で最大6,000万円</p>	<p>融資:民間金融機関 保証:愛媛県信用保証協会新居浜支所(商工会館2F) 0897-33-8282 条件認定: 新居浜市 産業振興課 0897-65-1260</p> <p>県:経済労働部産業支援局経営支援課 089-912-2481</p>
<p>福祉医療関係施設向け 独立行政法人福祉医療機構</p> <p>資本金性資金供給・資本増強支援(中小・小規模事業者) 2次補正予算1兆2,442億円</p>	<p>無利子も含む低利融資</p> <p>長期一括償還の資本金劣後ローンを供給するとともに、中小機構出資の官民連携のファンドによる出資や債権買取等を実施</p>	<p>民間金融機関が融資、県保証協会が保証、市が利子等補給 新居浜商工会議所 0897-33-5581 0120-343-863 または 03-3438-0403</p> <p>日本政策金融公庫 中小事業 松山支店 089-943-1231 商工中金 松山支店 089-921-9151 中小企業基盤整備機構 03-3433-8811</p>
<p>金融機関等への返済猶予</p>	<p>金融庁はじめ財務省、経産省から所管金融機関に対し資金繰り支援要請を累次行っており、なかでも能動的・プッシュ型で資金繰り支援の為の条件変更も推奨している</p>	<p>借入先金融機関</p>

猶予等

<p>Go To Eat (ゴーツーイート)キャンペーン プレミアム付き飲食券 飲食店対象</p>	<p>額面より2割安く(購入数制限なし)購入し、加盟飲食店で使用(12月末迄の予定)。飲食券はスーパー・郵便局等で販売(第1弾終了。第2弾未定)</p>	<p>加盟希望の飲食店は最寄りの商工会・商工会議所に連絡し(WEBエントリー可)、申込書を手渡し、申請。加盟店は農水省指定の感染症対策を実施しその店頭ツールを掲示する</p>
<p>Go To Travel (ゴーツートラベル)キャンペーン 地域クーポン 土産・飲食・観光施設・交通</p>	<p>【全国停止中】金券。旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布。一人一泊あたり6,000円が上限(日帰り旅行は3,000円が上限)。紙クーポンと電子クーポンがある</p>	<p>取扱希望の店舗はオンラインで申込 <a href="https://biz.goto.jata-net.or.jp/">https://biz.goto.jata-net.or.jp/</a> 但し、飲食店のGo Toトラベルの登録には、Go To Eat の登録が必要。登録後にステッカーやポスターを店頭等に掲示する</p>
<p>新居浜市: プレミアム付地域商品券 (そうりゃ新居浜) NEW!</p>	<p>・プレミアム付き地域商品券を6月から販売(市役所送付の世帯ごとに1人1枚購入引換券で購入)  ・加盟店舗に対して感染症対策備品(アクリル板など)や消耗品(消毒液など) 購入費1店舗10万円支給</p>	<p>新居浜商工会議所 0897-65-1151</p>